

# 定 款

## 一般社団法人日本臨床検査医学会 Japanese Society of Laboratory Medicine(略称 JSLM)

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本臨床検査医学会と称し、英文では、Japanese Society of Laboratory Medicine(略称 JSLM)と表示する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本法人は、臨床検査医学(臨床病理学)に関する学理及びその応用についての研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、臨床検査医学(臨床病理学)の進歩・普及を図り、もってわが国の学術の発展に寄与することを目的として次条の事業を行う。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会、講演会、学術集会の開催
- (2) 学会機関誌、学術図書及びその他の刊行物の発行
- (3) 学会認定臨床検査専門医、臨床検査管理医の資格認定に関すること
- (4) 臨床検査技術士、緊急臨床検査士およびその他の臨床検査に係わる資格認定に関すること
- (5) 世界病理・臨床検査医学会連合〔World Association of Societies of Pathology and Laboratory Medicine(WASPaLM)〕ほか内外の関連諸学術団体・協会との連絡並びに協力活動
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

### 第2章 基 金

(基金の総額)

第5条 本法人の基金の総額は、金 147,000,000円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。

(公告の方法)

第8条 本法人の公告は、官報に掲載してする。

### 第3章 会 員

(種別)

第9条 本法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

臨床検査医学(臨床病理学)並びに臨床検査に関心を有し、本法人の目的に賛同した者で、会費年額 12,000 円を納入する者。

(2) 学生会員

大学、大学院又はこれに準ずる学校に在籍し本法人の目的に賛同した者で、会費年額 7,000 円を納入する者。

(3) 賛助会員

本法人の目的に賛同し、会費年額 一口 50,000 円一口以上を納入する者又は団体。

(4) 名誉会員

本法人に多大な貢献をした正会員および功労会員の中から、理事会が推薦し、社員総会で承認を得た者。名誉会員は会費を納入することを要しない。名誉会員は社員総会に出席し発言できるが、議決権はない。

(5) 功労会員

原則として評議員を 65 歳で定年退任した

者。功労会員候補者は各支部より推薦し、理事会、社員総会の承認を得た者で、会費年額7,000円を納入する者。功労会員は社員総会に出席し発言はできるが、議決権はない。

(入会)

第10条 正会員、学生会員、賛助会員になろうとする者は、所定の申込用紙に氏名、住所、所属及び身分を記して、理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第11条 退会しようとする会員は、理事長に退会届を提出しなければならない。この場合、未納会費がある時は、それを全納しなければならない。

(会員たる資格の得喪に関する規定)

第12条 会員は、次のいずれかの事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 3年を超える会費の滞納をしたとき。
- (3) 成年被後見人および被保佐人の審判を受けたとき。
- (4) 死亡、失踪宣告並びに団体の会員ではその団体が解散したとき。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するとき、社員総会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

- (1) 本法人の会員としての義務に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を著しく毀損したとき。
- (3) 本法人の目的に反する行為があったとき。

(入会金及び会費)

第14条 会員は定められた会費を納入しなければならない。会費の額は社員総会の議決により定める。

- 2 名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

## 第4章 社員

(社員)

第15条 本法人の評議員を一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律上の社員(以下、「社員」という。)とすることとする。

- 2 本法人の社員は、評議員を退任することにより退社する。

(退社)

第16条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して、別に定める退社届けを提出し、予め退社の予告をするものとする。

- 2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。
  - (1) 総社員の同意
  - (2) 定款に定めた事由の発生
  - (3) 死亡又は解散
  - (4) 除名

(除名)

第17条 本法人の社員が、次のいずれかに該当するときは社員総会の決議によって当該社員を除名する事ができる。

- 2 この定款その他の規則に違反したとき。
- 3 本法人の名誉を毀損し、若しくは本法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したとき。
- 4 その他除名すべき正当な理由があるとき。

## 第5章 社員総会

(構成)

第18条 社員総会は全ての社員をもって構成する。

(権限)

第19条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類などの承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 社員の除名
- (6) 当法人運営上の重要事項
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催日)

第20条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、その必要があるときに随時開催する。

(招集)

- 第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき理事長が招集する。理事長に事故がある場合には、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事がこれを行う。
- 2 社員は、総社員数の10分の1以上が招集の理由を示すことにより理事長に対し社員総会の招集を請求できる。
- 3 社員総会の招集通知は、開催日より5日前までに各社員に対し発するものとする。

(議長)

- 第22条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

- 第23条 社員総会における議決権は社員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

- 第24条 本法人の社員は、あらかじめ届け出た代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は、社員または社員たる団体の構成員でなければならない。

(決議)

- 第25条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を越える社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。ただし、当該議事について委任状をもって予め意志表示した者は出席者とみなす。賛否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章 理事及び監事

(理事)

- 第26条 本法人の理事は、16名以上25名以下とする。
- 2 本法人は代表理事を2名置く。
- 3 代表理事は、1名は理事長、1名を副理事長とする。

(選任)

- 第27条 本法人の理事(選挙理事)および監事は、社

員が選挙により選出し、社員総会において承認決定する。

- 2 前項の理事及び監事の選出は、2年毎に2分の1を選出する。ただし、連続して4年を越えて選出することは出来ない。
- 3 本法人の各支部は理事1名を選出し(支部理事)、社員総会において承認決定する。
- 4 理事長は、若干名の理事を社員から指名することができる(指名理事)。指名理事は社員総会において承認決定する。
- 5 本法人の運営を円滑に行うため理事長は、選挙理事、あるいは指名理事の中から若干名の常任理事を指名し、社員総会において承認決定する。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

- 第28条 理事(選挙理事)の任期は1期2年で、連続して2期とする。
- 2 理事(支部理事)の任期は1期2年とし、連続しては2期までとする。
- 3 理事(指名理事)の任期は理事長の在任期を越えない範囲で理事長が決定する。
- 4 理事(選挙理事、支部理事、指名理事)は相互に重任することは可能であるが、この場合の任期は連続して8年を越えることができない。
- 5 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 6 理事としてふさわしくない行為のあった場合又は特別の事情のある場合は、その任期中であっても、理事会及び社員総会の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(理事及び監事の報酬)

- 第29条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(理事長および副理事長)

- 第30条 理事長は、社員の中から選出され、社員総会において承認決定する。
- 2 理事長は本法人の業務を総理し、本法人を代表する。
- 3 理事長は選挙理事の中から副理事長を指名する。

- 4 理事長に事故あるときは副理事長が理事長の職務を代行する。
- 5 理事長及び副理事長の任期は、4年とする。また第28条の規定にかかわらず重任することは可能であるが、その場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えることができない。
- 6 理事長及び副理事長は、前項の規定にかかわらず、その任期中は社員総会の選出を受けたものとする。

(理事会)

- 第31条 本法人は理事会を置き、年2回以上開催するものとする。
- 2 理事会は業務執行その他法令または定款に規定する事項につき決定する。但し、日常の業務その他重要でない事項については理事会の決議に基づき理事長に委ねることができる。
  - 3 理事会を招集するには開催日の3日前までに招集通知を発送することを要する。但し、緊急の場合はこれを短縮し又は理事全員の同意により省略することができる。
  - 4 理事会の決議は理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数の決議によってこれを決する。

(監事)

- 第32条 本法人の監事は、3名以内とする。
- 2 監事の任期は4年とする。
  - 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者または他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。
  - 4 監事は、社員総会が社員の中から選出する。
  - 5 監事としてふさわしくない行為のあった場合又は特別の事情のある場合は、その任期中であっても、理事会及び社員総会の議決により、理事長がこれを解任することができる。

## 第7章 評 議 員

(評議員及び選任)

- 第33条 本法人に評議員を置く。
- 2 評議員は、正会員の中から別に定める規定に従って選出される。

(任期)

- 第34条 評議員の任期は、5年とし再任を妨げない。
- 2 評議員の任期は満65歳となった年の事業年度の末日までとする。
  - 3 評議員としてふさわしくない行為のあった場合又は特別の事情のある場合は、その任期中であっても、社員総会の議決により、理事長がこれを解任することができる。

## 第8章 学術集会長

(学術集会長)

- 第35条 学術集会は、学術集会長がこれを主催する。
- 2 学術集会長は、社員の中から候補者を選出し、社員総会の承認を経て理事長が決定する。

(臨時会費)

- 第36条 学術集会の会員以外の連名発表者から臨時会費を徴収する。

## 第9章 審議会及び委員会

(審議会及び委員会)

- 第37条 本法人は、審議会及び委員会を置くことができる。
- 2 審議会及び委員会の設置又は解散は、理事会の議決による。
  - 3 審議会および委員会の運営については、別に定める。

(委員長の委嘱)

- 第38条 審議会及び委員会の委員長は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

## 第10章 支 部

(支部)

- 第39条 本法人は、必要の地に支部を置くことができる。
- 2 支部には支部長を1名置く。
  - 3 支部の組織・運営に関しては、本定款に準拠して当該支部がこれを定める。

## 第11章 事 務 局

(事務局)

- 第40条 本法人の事務を処理するため事務局を置く。

## 第12章 計 算

(事業年度・剰余金の分配・残余財産の帰属)

第41条 本法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

- 2 本法人は、特定の個人又は団体に剰余金の分配は行わない。
- 3 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(準拠すべき法律)

第42条 本定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによるものとする。

平成17年11月17日作成

平成17年12月21日承認

平成18年1月12日認証

平成18年2月2日施行(法人設立)

平成18年8月19日改訂

平成19年3月31日改訂

平成20年11月8日改訂

平成20年12月1日施行(一般社団法人に移行)

平成21年8月26日改訂

# 一般社団法人 日本臨床検査医学会細則

## 総 則

本細則は一般社団法人日本臨床検査医学会の定款に基づく運用に際し、細部を規定するものとする。細則の変更・改訂は理事会が承認決定する。

## 1. 役員等の選出に関する細則

### 第1章 総 則

第1条 本法人の役員および社員(評議員)は、本法人の定款に定められたことのほかは、この細則に従って選出される。

### 第2章 理事長、副理事長、理事及び監事の選出

第2条 理事長は社員の直接選挙により選出する。  
2 理事長の被選挙者は自薦、あるいは社員の他薦による立候補とする。  
3 立候補者は原則として「所信表明」を行う。  
4 理事長は総得票数の過半数を獲得した社員が任命される。  
5 過半数に達する会員がいない場合は、上位2名の決選投票とする。  
6 決選投票で同得票数の場合は現理事長が指名する。  
7 就任する会計年度内において満65歳以上に達する者は理事長候補者とはなれない。ただし、理事長に選出された後に65歳となる者は、その任期中は理事長として留まるものとする。

第3条 副理事長は選挙理事のなかから理事長が指名する。  
2 就任する会計年度内において満65歳以上に達する者は副理事長候補者とはなれない。ただし、副理事長に指名された後に65歳となる者は、その任期中は副理事長として留まるものとする。

第4条 選挙理事は、社員(評議員)の中から社員の無記名投票により選出する  
2 選挙理事の定員は4名とする。  
3 理事に就任する会計年度内において満65

歳に達する者は被選挙権を有さない。

4 2期4年の任期中に理事の任期が連続して8年を越える者は被選挙権を有さない。

第5条 支部理事は支部からの推薦による。  
2 支部理事の定員は7名とする。  
3 支部理事の任期は、1期2年とし、連続しては2期までとする。

第6条 指名理事は理事長からの指名による。  
2 指名理事の定員は若干名とする。  
3 指名理事の任期は理事長在任期間とし、理事長が決定できる。  
4 指名理事は任期終了後に理事の被選挙権を有するが、連続して8年を超える者は被選挙権を有さない。

第7条 監事は、候補者の中から社員の無記名投票により選出され、理事長が委嘱する。  
2 監事の定員は3名以内とする。  
3 監事の任期は4年で、監事に選出された者は、その任期中は監事として留まるものとする。  
4 監事は連続して選挙理事の被選挙権を有しない。選挙理事は連続して監事の被選挙権は有しない。

### 第3章 選挙管理委員会

第8条 理事長は、選挙管理委員若干名を任命し、選挙管理委員会を組織する。  
2 選挙管理委員会は、理事長、理事及び監事の選挙に関する業務を行う。  
3 選挙管理委員会は、選挙に関する疑義を適正に処理する。  
4 選挙管理委員は、役員(理事長、選挙理事、監事)の被選挙権は有しない。  
5 選挙に関する日程、投票の方法は、選挙管理委員会で決定する。

### 第4章 社員(評議員)の選出

第9条 社員(評議員)の候補者は以下の(1)~(3)

の項目を満たす者とする。

- (1) 5年以上の会員歴を有する者
  - (2) 以下のいずれかを満たす者。
    - 1) 過去5年間のうち3回以上学術集会参加し、各々で一般演題を発表し、1回以上は筆頭者として発表した者。
    - 2) 学術集会のシンポジウムあるいは特別講演に筆頭者として発表した者。
  - (3) 支部活動を含め本学会に多大な貢献をした者。ただし、医師の場合は原則として本法人が認定する臨床検査専門医であることが望ましい。
- 2 本学会認定研修施設の指導責任者は上記3項目を満たさなくても資格を有するものとする。

- 第10条 社員(評議員)候補者はそれぞれの支部における推薦手続きにより選出され、支部長より履歴書、業績目録を添えて理事長に推薦された者とする。ただし、推薦にあたっては被推薦者の了解を得なければならない。
- 2 候補者は理事会で審査し、社員総会(評議員会)で決定、承認を得る。
- 3 社員(評議員)の定数は各支部における会員総数のおおむね10%とする。
- 4 社員(評議員)は毎年選出する事ができる。
- 5 社員(評議員)の再任にあたっては5年間に、本法人が以下に定めた単位を50単位以上取得することを要する。なお、50単位のうち20単位は日本臨床検査医学会学術集会への出席により満たすものとする。取得単位については、資格審査委員会で審査し、再任については、理事会で承認する。

単位表	出席	発表
日本臨床検査医学会学術集会	10	10(5)
日本臨床検査医学会特別例会	5	5(2.5)
日本臨床検査医学会支部総会	5	5(2.5)
日本臨床検査医学会支部例会	5	5(2.5)
日本臨床検査医学会が主催、共催 または後援する学術講演会	5	5(2.5)
学術論文および著書 (臨床検査に関する)		5(2.5)

筆頭者(共同演者)

- 6 審査委員は社員(評議員)から理事長が指名する。
- 7 社員(評議員)の任期は満65歳となった年の会計年度の末日までとする。

平成12年11月3日 施行  
平成20年11月8日 改訂  
平成21年5月30日 改訂  
平成21年8月8日 改訂

## 2. 日本臨床検査医学会委員会細則

- 第1条 本法人の定款その他の細則で定めるもののほかは、委員会の組織、運営はこの細則による。
- 第2条 委員会は、本法人の対象とする領域における学術及び事業の発展を期するため、理事会で採択された事項について、調査研究する。
- 2 委員会の設置及び解散は理事会の議決による。
  - 3 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。必要な場合、副委員長を置くことができる。
  - 4 委員会の存続期間は理事会が決定する。
  - 5 理事会は各委員会の組織、任務及び存続について毎年度初頭に審議し、可否を決定する。
- 第3条 委員長は、理事又は社員のうちから選出され、理事会の承認により理事長が委嘱する。
- 2 副委員長は、委員の互選により選出し、理事会の承認を経て理事長が決定する。
  - 3 委員長は当該委員会を代表し、統括する。
  - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
  - 5 委員長は当該委員会を必要に応じて召集する。
  - 6 委員長は定例理事会で当該委員会の活動状況を報告する。
- 第4条 委員は本法人の会員のなかから選出され、理事会の承認により理事長が委嘱する。
- 2 委員長は必要に応じ、本法人会員以外から若干名の委員を推薦できる。
- 第5条 委員会は、必要に応じて小委員会、調査会、専門部会等を置くことができる。
- 2 小委員会、調査会、専門部会などの設置、解散は当該委員会の議決による。
  - 3 小委員会、調査会、専門部会等にそれぞれの長を1名置く。

- 4 それぞれの長は、委員長の推薦により理事会の承認を経て理事長が指名する。
- 5 それぞれの長は、当該小委員会、調査会、専門部会等を主掌し、必要に応じてその活動状況を委員長に報告する。
- 6 小委員会、調査会、専門部会等は、目的とする事業が終了したときに解散する。

- 第6条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし再任を妨げないが、引続き4年を超えてはならない。
- 2 理事長が、継続の必要性があると認めた委員会委員長、委員については、この限りではない。
  - 3 任期中の退任に伴う新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

平成12年11月3日 施行  
平成20年11月8日 改訂

### 3. 日本臨床検査医学会 臨床検査専門医・管理医審議会細則

- 第1条 本法人の定款その他の細則で定めるもののほかは、審議会の組織、運営はこの細則による。
- 第2条 審議会に研修施設・指導者認定委員会、受験・更新資格審査委員会、試験委員会、臨床検査専門医制度検討委員会を置く。
- 2 委員会等の設置、解散は審議会の議決による。
  - 3 審議会会長は理事長とする。
  - 4 審議会は定例理事会に先立って開催する。
  - 5 審議会での決議は定例理事会で報告する。
  - 6 審議会の存続期間は理事会が決定する。

- 第3条 審議会の各委員会の委員長は審議会会長の推薦により理事会の承認を経て理事長が指名する。
- 2 それぞれの委員長は、当該委員会等を主掌し、必要に応じてその活動状況を審議会会長に報告する。

- 第4条 研修施設・指導者認定委員会は本法人認定専門医受験者の研修施設とその指導者について審議する。
- 2 委員会は施設認定時、更新時に申請施設か

- らの申請書を審査する。
- 3 委員会には必要がある場合には研修施設の立ち入り調査を行う。

- 第5条 受験・更新資格認定委員会は学会認定専門医、臨床検査管理医の申請資格認定に関することを司る。
- 2 委員会は専門医試験受験者からの受験申請書、更新希望者からの申請書を審査する。
  - 3 委員会は臨床検査管理医資格取得希望者の資格審査を行う。

- 第6条 試験委員会は本法人の認定専門医試験に関する事項を司る。
- 2 委員会は専門医試験実行委員会から報告された専門医試験の最終的な合否判定を行い、審議会にその結果を報告する。合否結果は審議会を経て、理事会で承認される。
  - 3 委員会は専門医試験実行委員会委員長を審議会会長に推薦する。実行委員長は理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
  - 4 専門医試験実行委員長は実行委員会を組織し、専門医試験を年1回実施する。
  - 5 専門医試験は筆記試験と実技試験を行う。

- 第7条 臨床検査専門医制度検討委員会は本法人の専門医制度について検討を行う。

- 第8条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし再任を妨げないが、引続き4年を超えてはならない。
- 2 理事長が、継続の必要性があると認めた委員会委員長、委員については、この限りではない。
  - 3 任期中の退任に伴う新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

平成12年11月3日 施行  
平成20年11月8日 改訂

### 4. 日本臨床検査医学会会員細則

(総則)

- 第1条 この細則は、日本臨床検査医学会定款第3章の会員に関し、定款で定める以外の必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

- 第2条 この細則で会員とは、正会員、学生会員、

功労会員、名誉会員及び賛助会員をいう。

(入会)

- 第3条 会員になろうとする者は、会費を添えて、理事長に入会申込書を提出する
- 2 入会日は、入会に関する手続きがすべて完了した日とする。

(異動の届出)

- 第4条 会員は、本細則第3条第1項の入会申込書の記載事項に変更があった場合は、すみやかにその旨を書面にて理事長に届け出なければならない。

- 第5条 会員は、次の場合には休会することができる。

- (1) 留学又は休職の場合
  - (2) その他止むを得ない理由により本会が認めた場合
- 2 休会の効力は、会員からの届け出により発生し、復会の届け出により消滅する。
- 3 休会の期間が2年をこえる場合には、その時点において延長の届け出をするものとする。この場合において、延長は1年毎に行うものとする。
- 4 前2項の届け出は、書面によるものとする。
- 5 休会者については、会費の納入を免除し、会誌の配付、会員履歴、選挙権の行使等の会員資格を停止する。

(会員資格の喪失の時期)

- 第6条 定款第11条の会員資格の喪失の時期は、退会届を本会が受理した日とし、理事会の承認を得て確定する。

(退会の届出)

- 第7条 本細則第5条の規定により休会の届け出をした場合において、届け出の期間を1年経

過したときは、その日をもって退会の届け出があったものとみなす。

(会員資格の停止)

- 第8条 本会が指定した期日までに会費を納入しない場合には、その会員の資格を停止する。

(社員会費)

- 第9条 定款第4章の社員は、社員会費として年額1,000円を納入するものとする。

(臨時会費)

- 第10条 定期学術集会及び会誌における会員以外の連名者は、年額2,000円を納入するものとする。

(会費の納入)

- 第11条 入会者(功労会員及び賛助会員を除く)は、当該年度の会費を入会時に納入するものとする。
- 2 会費(賛助会員を除く)は、毎年1月から12月までの年度会費を毎年、前年の12月末日までに一括納入するものとする。
- 3 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
- 4 会員(賛助会員を除く)が復会した場合は、復会時に当該年度の会費を納入しなければならない。
- 5 既納の会費は、年度の途中で休会した場合又は会員でなくなった場合であっても返還しない。

平成17年1月1日施行

平成20年11月8日改訂